

## 厚木市歳計現金及び基金の債券等の運用に関する指針

### (目的)

第1条 厚木市公金の運用に関する指針第4条第2項の規定に基づき、債券等の運用に関する指針を定める。

### (債券等の種類)

第2条 運用する債券等は、国債、政府保証債、地方公共団体保証債、地方債、財投機関債及び地方公共団体金融機構債並びに金銭信託とする。

### (債券等の運用額)

第3条 債券等の運用額については、次のとおりとする。

- (1) 歳計現金において債券等の運用を行う場合は、10億円を限度とする。
- (2) 財政調整基金の債券運用に係る運用額は、30億円を限度とする。ただし、グリーンボンドについては、当該運用額とは別に5億円を限度に運用ができるものとする。
- (3) 歳計現金及び財政調整基金において、各同一年度での6箇月以内の短期運用の場合は、第1号及び第2号の規定にかかわらず、当該取引の安全性、確実性及び流動性の確保に十分留意した上で、限度額を超えて運用できるものとする。
- (4) 財政調整基金の金銭信託及びその他の基金の債券等の運用額は、それぞれの基金の活用状況を踏まえ、公金管理調整会議に諮るものとする。ただし、急施を要する場合については会長と会長代理との協議により購入できるものとし、購入後に行われる最初の会議に報告するものとする。

### (債券の購入及び金銭信託)

第4条 新発債の債券購入及び金銭信託は、原則として、第2条に規定する債券等（入札で行うものは除く。）について、実績がある証券会社等から行うものとする。

- 2 既発債の債券購入は、前項に規定する証券会社等及び市内に店舗を有する金融機関から行うものとする。
- 3 債券の購入に当たっては、証券会社等との相対方式又は複数の証券会社等による引合方式を用いる。また、既購入分も含め、証券会社等の分散及び運用額の平準化に努めるものとする。

### (債券の管理)

第5条 債券の運用状況は、次に掲げる内容を記載した債券ごとに台帳を作成し、管理しなければならない。

- (1) 債券の名称
- (2) 債券の購入日及び購入額
- (3) 債券の償還期限及び償還日
- (4) 債券の額面及び利率
- (5) 利子の受入日及び金額
- (6) 債券の売却額
- (7) 購入証券会社等名

#### (債券の運用)

第6条 債券の運用は、原則として満期償還日まで運用するものとする。ただし、償還日までの間に売却することで利益が生じる場合や国債を対象とした買戻し条件付債券売買（現先取引）による運用の場合は、この限りでない。

2 債券の運用は、1契約につき、財投機関債については2年以内、その他の債券については10年以内を基本とする。ただし、公金管理の効率性を確保するため年限を超える運用も可能とし、その場合は、公金管理調整会議に諮るものとする。

3 債券の取得価格（経過利子額を除く）は、額面金額以下のものとする。ただし、満期償還年度までの受取利息総額が、額面金額と取得金額の差額を上回る場合においては、この限りでない。

4 財投機関債は、極めて安全性の高いものにより運用するものとし、次の各号いずれにも該当するものとする。

(1) 一般担保付きであること

(2) 格付機関である株式会社日本格付研究所（JCR）による格付けが「AAA」又は株式会社格付投資情報センター（R&I）による格付けが「AA+」以上であること。

なお、上記格付機関の格付けが公表されていない場合は、その他の格付機関においてその格付けが上記と同等以上であること。

(3) リスクウェイトが10%以下であること。

#### (金銭信託の管理)

第7条 金銭信託の運用状況は、次に掲げる内容を記載した金銭信託ごとに台帳を作成し、管理しなければならない。

(1) 金銭信託の名称

(2) 金銭信託日及び信託額

(3) 金銭信託期間及び元本償還日

(4) 収益の配当日及び金額

(5) 取扱い金融機関等名

#### (金銭信託の運用)

第8条 金銭信託は、期間満了日まで運用するものとする。ただし、安全性にかかる判断条件が変わらない場合は、引き続き、継続して運用することができるものとする。

2 金銭信託は、極めて安全性の高いものにより運用するものとし、前項ただし書きによる場合又は支払準備金の確保等を目的として一旦満了後、安全性にかかる判断が変わらない条件で再び運用を行う場合を除き、公金管理調整会議に諮るものとする。

3 金銭信託は、原則として1契約につき1年以内とする。

#### 附 則

この指針は、平成13年12月1日から適用する。

#### 附 則

この指針は、平成14年6月1日から適用する。

#### 附 則

この指針は、平成14年8月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成18年9月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成20年3月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成27年7月6日から適用する。

附 則

この指針は、平成27年10月13日から適用する。

附 則

この指針は、平成28年1月21日から適用する。

附 則

この指針は、平成28年5月19日から適用する。

附 則

この指針は、平成31年2月8日から適用する。

附 則

この指針は、令和元年7月4日から適用する。

附 則

この指針は、令和2年3月23日から適用する。

附 則

この指針は、令和2年7月16日から適用する。

附 則

この指針は、令和3年4月9日から適用する。

附 則

この指針は、令和3年9月15日から適用する。

附 則

この指針は、令和6年5月29日から適用する。

附 則

この指針は、令和7年7月17日から適用する。

附 則

1 この指針は、令和8年3月26日から適用する。

2 この指針の適用前に行っている公金の運用については、なお従前の例による。